

議案第 6 3 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 5 8 号中「次号」を「第 2 5 9 号」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(258)の 2 長期優良住宅普及促進法第 5 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づく同条第 6 項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）の認定の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査

ア 認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）に係る住宅品質確保法第 6 条の 2 第 5 項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1 件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

(ア) 1戸	12,000円
(イ) 2戸以上5戸以下	23,000円
(ウ) 6戸以上10戸以下	37,000円
(エ) 11戸以上25戸以下	63,000円
(オ) 26戸以上50戸以下	104,000円
(カ) 51戸以上100戸以下	170,000円
(キ) 101戸以上200戸以下	280,000円
(ク) 201戸以上300戸以下	360,000円
(ケ) 301戸以上	390,000円

イ ア以外の場合

1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

(ア) 1戸	68,000円
(イ) 2戸以上5戸以下	160,000円
(ウ) 6戸以上10戸以下	260,000円
(エ) 11戸以上25戸以下	510,000円
(オ) 26戸以上50戸以下	910,000円
(カ) 51戸以上100戸以下	1,600,000円
(キ) 101戸以上200戸以下	2,900,000円
(ク) 201戸以上300戸以下	4,100,000円
(ケ) 301戸以上	5,000,000円

第2条第259号中「前号」を「第258号」に改め、同条第260号中「から第262号まで」を「、第261号及び第262号」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(260)の2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項並びに同条第2項において

準用する長期優良住宅普及促進法第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査

ア 変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条の2第5項の住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 第258号の2アに規定する額に2分の1を乗じて得た額

イ ア以外の場合

1件につき 第258号の2イに規定する額に2分の1を乗じて得た額

第2条第261号中「前号」を「第260号」に改め、同条第263号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、住宅の維持保全に係る長期優良住宅維持保全計画の認定等の申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。